

船舶事故等調査報告書

平成25年4月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012函第50号
事故等種類	衝突
発生日時	平成24年7月1日 05時20分ごろ
発生場所	北海道釧路市釧路港内 釧路市所在の釧路埼灯台から真方位269° 2.9海里（M）付近 （概位 北緯42° 58.1′ 東経144° 18.5′）
事故等調査の経過	平成24年9月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 視龍丸、9.7トン HK2-19791（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 第十五幸漁丸、7.3トン HK2-21334（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 左舷後部外板に亀裂等 B 左舷船首部外板に擦過傷
事故等の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、かれい刺網漁のため、副船団長船であるB船に後続し、投網予定地点である釧路港島防波堤南方沖に着き、副船団長からの操業実施の可否についての無線連絡を待つため、機関を中立として船首を西方に向けて漂泊した。 B船は、副船団長である船長Bほか3人が乗り組み、かれい刺網漁の操業実施の可否を判断しようとし、漁場である釧路港西方海域の海象状況を確認するため、釧路港島防波堤南方沖に達した。 船長Bは、海象が操業を開始するかどうか微妙な状況であったため、僚船と無線で相談しながら右旋回し、旋回を終えて間もない平成24年7月1日05時20分ごろ、釧路埼灯台から真方位269° 2.9M付近において、漂泊していたA船の左舷後部とB船の左舷船首部とが衝突した。 両船は、衝突後、自力で帰港した。
気象・海象	気象：天気 霧、風 なし、視程 約200m 海象：うねり 波向南西、波高約1.5m 濃霧注意報発表中
その他の事項	船長Aは、B船が船首方約0.25Mの地点で右旋回していることをレーダー映像で視認しており、その後、B船の映像はレーダーの中

	<p>心に近づいて探知できなくなっていたが、B船は漂泊しているA船の北側を通過するものと思い、肉眼でB船の動静監視を行う等の措置を採らなかった。</p> <p>B船は、操舵室船尾方に無線機を装備しており、船長Bは、僚船と無線で交信しながら操船中、視線を無線機に向けて雑音を調整していた。</p> <p>船長Bは、A船が自船に後続して出港していることをオフセンター表示としたレーダーで確認していたが、僚船との無線交信に気をとられ、旋回時には後続船の存在を失念していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A あり、B あり A なし、B なし</p> <p>A船は、釧路港島防波堤南方沖で漂泊中、船長Aが、船首方で旋回するB船をレーダーで探知したものの、B船が漂泊しているA船の北側を通過するものと思い、B船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、B船の接近に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、釧路港島防波堤南方沖を航行中、船長Bが、僚船との無線交信に気を取られ、A船の存在を失念していたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、釧路港島防波堤南方沖において、A船が漂泊中、B船が航行中、船長Aが見張りを適切に行っておらず、また、船長BがA船の存在を失念していたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、操船に意識を集中し、周囲の見張りを適切に行うこと。